

# 令和3年度に係る財政的援助団体等監査の結果に対する措置状況

## 第1 監査の結果の報告

令和3年度に係る財政的援助団体等監査の結果については、令和5年5月12日に議会、知事、教育委員会及び公安委員会に報告（令和5年5月12日付け北海道公報第405号で公表）した。

## 第2 監査の結果に基づき講じた措置

### 1 指摘事項に対する措置

監査実施団体等	指 摘 事 項	講 じ た 措 置
医療法人徳洲会	<p>(1) 感染症医療提供体制整備事業費補助金において、病床の新設、増設に伴う初度設備を購入等するための経費を補助の対象とし、補助金は、その経費と1床当たりの基準額に病床数を乗じた金額を比較した低い額により決定されるが、設備の整備を行っていない病床数も含めて補助申請を行い、額の確定が行われたため、補助金が169万3,000円過大となっていた。</p> <p>また、備品の整備等において、1台ごとに購入額と基準額を比較すべきところ、購入した備品の平均単価と基準額を比較して補助申請を行い、額の確定が行われたため、補助金が170万3,000円過大となっていた。</p>	<p>当該団体に対し、補助金額の算定に当たっては、関係通知等を遵守し、適切な事務処理を行うよう指導しました。</p> <p>また、過大に受領していた補助金については、返還の手続きを行い、当該金額の返納を確認しました。</p>
医療法人徳洲会	<p>(2) 感染疑い患者受入医療機関設備整備等事業費補助金において、病床の新設、増設に伴う初度設備を購入するための経費等を補助の対象とし、補助金は、その経費と1床当たりの基準額に病床数を乗じた金額を比較した低い額により決定されるが、病床数を誤って補助申請を行い、額の確定が行われたため、補助金が82万4,000円過大となっていた</p>	<p>当該団体に対し、補助金額の算定に当たっては、関係通知等を遵守し、適切な事務処理を行うよう指導しました。</p> <p>また、過大に受領していた補助金については、返還の手続きを行い、当該金額の返納を確認しました。</p>

医療法人徳洲会	(3) 新人看護職員臨床実践能力向上研修支援事業費補助金において、補助金等精算書の記載を誤ったことから、補助金10万8,000円が過大となっていた。	<p>当該団体に対し、補助金額の算定に当たっては、関係通知等を遵守し、適切な事務処理を行うよう指導しました。</p> <p>また、過大に受領していた補助金については、返還の手続きを行い、当該金額の返納を確認しました。</p>
日本赤十字社 北海道支部	(4) 新型コロナウイルス感染症医療従事者宿泊支援事業補助金は、医療従事者が基礎疾患を有する家族等と同居しており帰宅することが困難である場合等に宿泊施設に宿泊した経費を補助の対象とするものであるが、補助の対象とならない「同居する家族が濃厚接触者等であること」を理由として、宿泊した経費を誤って補助の対象として申請したため、補助金が54万8,900円過大となっていた。	<p>当該団体に対し、補助金額の算定に当たっては、関係通知等を遵守し、適切な事務処理を行うよう指導しました。</p> <p>また、過大に受領していた補助金については、返還の手続きを行い、当該金額の返納を確認しました。</p>
日本赤十字社 北海道支部	(5) 感染症医療提供体制整備事業費補助金における補助対象経費について、非課税である物品の購入費用を計上する際に消費税及び地方消費税相当分を加算したため、補助金6万8,000円が過大となっていた。	<p>当該団体に対し、補助金額の算定に当たっては、関係通知等を遵守し、適切な事務処理を行うよう指導しました。</p> <p>また、過大に受領していた補助金については、返還の手続きを行い、当該金額の返納を確認しました。</p>
地方独立行政 法人北海道立 総合研究機構	(6) 統合研究データベース基盤保守管理業務に係る委託契約において、委託契約期間終了後の保守に必要なない期間を含めて積算を行ったため、積算額が38万9,620円過大となり、契約額が29万8,584円過大となっていた。	<p>当該団体に対し、委託契約における積算に当たっては、団体の規程に基づき、適切な事務処理を行うよう指導しました。</p>

## 2 指導事項に対する措置

### (1) 団体に関するもの

項 目	指 導 事 項	講 じ た 措 置
ア 事業の執行に関するもの	(7) 軽費老人ホーム運営費補助金において、入所者から徴収すべき事務費の算定を誤ったことから、補助金が過大となっているものがあった。	<p>当該団体に対し、入所者から徴収すべき事務費の算定に当たっては、関係通知等を遵守し、適切な階層認定事務を行うよう指導しました。</p> <p>また、過大となった補助金額を確定させるとともに、過大に受領していた補助金については、返還の手続きを行い、当該金額の返納を確認しました。</p>
	(4) 子育て看護職員等就業定着支援事業費補助金において、補助金交付額は、日曜日や休日等に保育サービスを提供した日数などにより算定されることとなるが、当該事業の実績報告に当たって、これら以外の日を休日として計上しているものがあった。	<p>当該団体に対し、補助金額の算定に当たっては、関係通知等を遵守し、適切な事務処理を行うよう指導しました。</p> <p>なお、確定済みの補助金額には影響がないことを確認しました。</p>
	(9) 私立高等学校管理運営費補助金において、補助事業等が完了したときは、補助事業等実績報告書に事業決算の内容を記載した事業精算書を添付し、知事に提出しなければならないが、事業精算書に決算額ではなく、予算額を記載して提出しているものがあった。	<p>当該団体に対し、補助金の実績報告に当たっては、関係規程に基づき、適切な事務処理を行うよう指導しました。</p> <p>なお、適正な事業精算書の再提出がありました。</p>
	(エ) 鳥獣被害防止総合対策事業補助金において、補助事業により取得した財産を貸し付けようとするときは、あらかじめ総合振興局長等に申請し、承認を受けなければならないが、これを行わずに、取得した財産を貸し付けているものがあった。	<p>当該団体に対し、補助事業により取得した財産の貸付けに当たっては、補助金交付事務取扱要領等に基づき適切な事務処理を行うよう指導しました。</p>
	(オ) 団体が道の補助金を財源として、他団体等に対し交付した補助金につ	<p>当該団体に対し、間接補助事業者等への交付決定に当たっては、道が行っ</p>

	<p>いては、間接補助金に該当し、この場合にあつては、団体は、間接補助事業者への交付決定に当たり、道が交付決定の際に付した条件と同一の条件を付さなければならないが、当該条件を付していないものがあつた。</p>	<p>た交付決定と同一の条件を付さなければならないことを改めて周知し、適切な事務処理を行うよう指導しました。</p>
イ 支出に関するもの	<p>(ア) 学校法人は、役員に対する報酬等について支給の基準を定めなければならないが、支給の基準を定めずに役員報酬及び役員賞与を支給しているものがあつた。</p>	<p>当該団体に対し、報酬等の支給に当たっては、団体の規程に基づき、適切な事務処理を行うよう指導しました。</p>
	<p>(イ) 学校法人は、役員に対する報酬等について支給の基準を定めなければならないが、これを行わず、役員報酬を支給しているものがあつた。</p> <p>また、学校法人は、毎会計年度終了後2か月以内に、事業報告書を作成し、作成の日から5年間、事務所に備えていなければならないが、これらを行っていないものがあつた。</p>	<p>当該団体に対し、報酬等の支給に当たっては、団体の規程に基づき、適切な事務処理を行うよう指導しました。</p> <p>また、事業報告書についても、関係規程に基づき、適切に保管するよう指導しました。</p>
ウ 契約に関するもの	<p>(ア) 団体の規程では、固定資産を購入するときは、指名競争入札によることとし、さらに契約金額が1件400万円以上のときは、原則として契約書を作成することとしているが、特段の理由もなく、随意契約を行い、契約書を作成していないものがあつた。</p>	<p>当該団体に対し、固定資産の購入に当たっては、関係規程に基づき、適切な事務処理を行うよう指導しました。</p>
	<p>(イ) 車両整備委託業務において、車両の予定価格算定に当たり、毎年度の法定定期点検整備費用のほか、当該年度に期限を迎えない車検費用や交換を予定しないタイヤ購入費が含まれているなど、実状と相違する予定価格により契約を締結し、支出しているものがあつた。</p>	<p>当該団体に対し、委託契約における積算及び再委託の承諾に当たっては、団体の規程に基づき、適切な事務処理を行うよう指導しました。</p>

また、同業務は、受託者から道内の提携自動車整備工場へ車両整備を再委託しているが、その承諾に当たっては、合理的な理由があることなどの要件を満たしているか、受託者に再委託の概要に係る書面を提出させ、確認の上、再委託の可否について検討することとされているが、これらを行わず受託者からの口頭による申出のみにより、再委託を認めているものがあった。

(ウ) 校舎警備業務に係る業務委託において、団体の規程では、予定価格が500万円以上である場合には、予定価格調書を作成し一般競争入札を行うこととされているが、消費税及び地方消費税の金額を含めず500万円未満であるとして、予定価格調書を作成せず、随意契約を行っているものがあった。

当該団体に対し、業務委託契約に係る予定価格調書の作成に当たっては、団体の規程に基づき、適切な事務処理を行うよう指導しました。

(エ) 介護ロボット導入支援事業において、団体の規程では、契約の種類及び金額に応じ2者又は3者以上の業者から見積もりを徴する必要があるが、1者から見積書を徴し、契約を締結しているものがあった。

当該団体に対し、契約手続に当たっては、規程を遵守し、適切な事務処理を行うよう指導しました。

また、指名競争入札又は随意契約で100万円以上の契約をするときは、契約書を作成しなければならないとされているが、これを作成していないものがあった。

(オ) 老人福祉施設等整備事業費補助金において、事業を行うために締結する契約手続については、北海道が行う公共事業に準じた取扱いとしなければならないが、予定価格及び最低制限価格の設定に当たり、北海道と異なる取扱いとしているものがあった。

当該団体に対し、契約手続に当たっては、関係通知等を遵守し、適切な事務処理を行うよう指導しました。

	<p>た。</p> <p>また、予定価格及び最低制限価格の設定方法とその考え方については、決定書等により法人としての決定状況を明確にしておかなければならないが、これを行っていないものがあった。</p>	
<p>オ その他 団体の経 理に関するもの</p>	<p>(ア) 社会福祉法人は、社会福祉法人会計基準に基づいて、各会計年度における全ての資金収支及び純資産の増減の内容等を明瞭に表示した計算書類を作成しなければならないが、補助金額の誤計上により、当該計算書類を誤って作成しているものがあった。</p> <p>また、社会福祉法人は、全ての収入及び支出について予算を編成し、予算に基づいて事業活動を行うこととし、年度途中で予算との乖離等が見込まれる場合は、必要な収入及び支出について補正予算を編成しなければならないが、さらには、決算の額と予算の額とに著しい差異がある勘定科目については、その理由を資金収支計算書の備考欄に記載しなければならないが、これらを行っていないものがあった。</p>	<p>当該団体に対し、関係法令等に基づき、適切な事務処理を行うよう指導しました。</p>
	<p>(イ) 理事について、団体の規程では、定数を3人又は4人とし、組合員又は組合員たる法人の役員であることを要件としているが、選任された3人の理事のうち1人が、所属していた組合員たる法人の解散により令和2年12月31日に辞任したため欠員となったことから、団体は理事会を開催できないと誤認し、決議を経ることなく業務を執行しているものがあった。</p>	<p>当該団体に対し、関係法令及び団体の規程に基づき、適切な事務処理を行うよう指導しました。</p> <p>なお、団体の役員のうち、員外役員を新設し、員外役員の理事については1人を超えることができないよう、団体が定款を変更したことを確認しました。</p>

(2) 道の部局に関するもの

項 目	指 導 事 項	講 じ た 措 置
	<p>ア 補助事業者において、補助対象とならない経費を含めて補助対象としたことなどにより、補助金が過大となっているものがあった。</p> <p>これらのことから、所管部局において、補助金の額の確定を適正に行うとともに、団体に対して事務処理を適切に行うよう指導することが必要なものが5件あった。</p>	<p>当該団体に対し、過大に受領していた補助金については、返還の手続きを行い、当該金額の返納を確認しました。</p> <p>また、補助金の額の確定に当たっては、提出された実績報告等の書類を十分精査し、必要に応じて現地調査を実施するなど、適切な事務処理に努めます。</p>
	<p>イ 補助事業者において、委託契約期間終了後の経費を含めて積算を行ったため、積算額及び契約額が過大となっているものがあった。</p> <p>このことから、所管部局において、団体に対して事務処理を適切に行うよう指導することが必要なものがあった。</p>	<p>当該団体に対し、委託契約における積算に当たっては、団体の規程に基づき、適切な事務処理を行うよう指導しました。</p>

3 検討事項に対する措置

項 目	指 導 事 項	講 じ た 措 置
	<p>子育て看護職員等就業定着支援事業費補助金において、補助対象経費は、人件費及び法定福利費又はこれらに該当する委託料とされているが、団体の補助金実績報告書の補助対象経費には、消費税及び地方消費税の額を含んでいないにもかかわらず、事後に当団体には本来必要のない補助金に係る消費税等仕入控除税額についての報告を求め、これに基づき、実績報告書との符合を精査することなく当該補助金に係る消費税等相当額として補助金返還を求めているものがあったので、補助金に係る消費税等仕入控除税額の報告書の審査方法や当該報告書の提出を求際の通知の内容などについて検討する必要がある。</p>	<p>当該団体に対し、補助対象経費に消費税相当額を含まない場合は、補助金に係る消費税等仕入控除税額が生じないことから適切な事務処理を行うよう通知するとともに、返還を求めていた補助金相当額については、内容を精査の上、当該団体へ償還しました。</p> <p>また、当該補助金に係る交付事務に当たっては、交付申請時に対象経費に消費税相当額が含まれているか確認するなど、適切な事務処理に努めます。</p>